

経済産業省告示第二百三十六号

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十四号）第三条の規定による改正後の割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）第三十条の二の二の規定に基づき、経済産業大臣が定める割合を次のように定め、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十二月一日）から施行する。

平成二十一年七月十四日

経済産業大臣 二階 俊博

割賦販売法第三十条の二の二の経済産業大臣が定める割合は、百分の九十とする。